

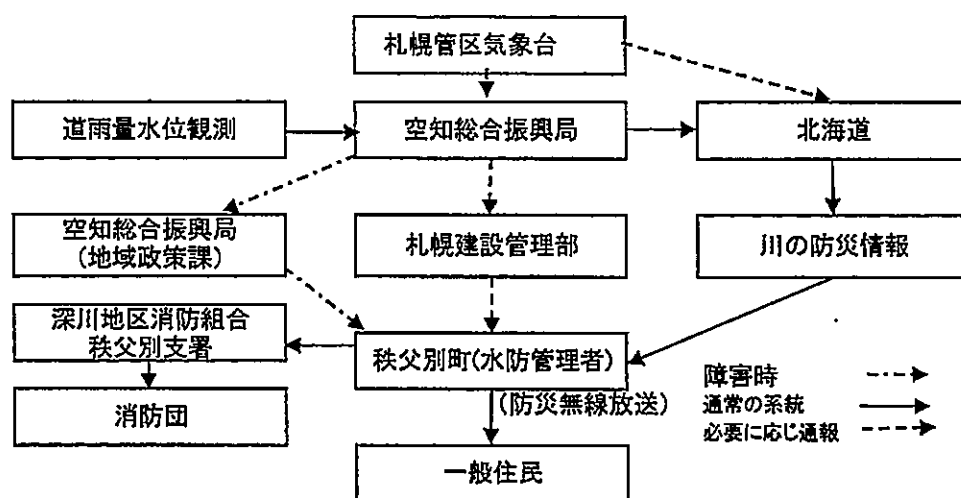
第4章 通信連絡

第4章 通信連絡

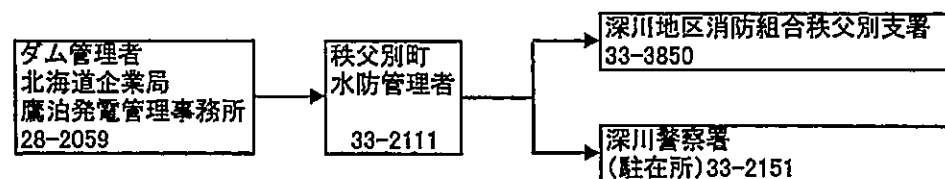
第1節 雨量水位観測及びダム情報等の通信系統

雨水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

1 雨量水位観測通報系統図



2 ダム情報系統図



第2節 気象警報等の通信連絡

1 水防活動用予報及び警報等

水防管理者(町長)又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局並びに北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報をするものであるが、水防活動の利用には適合しない。

水防活動用予報及び警報の種類

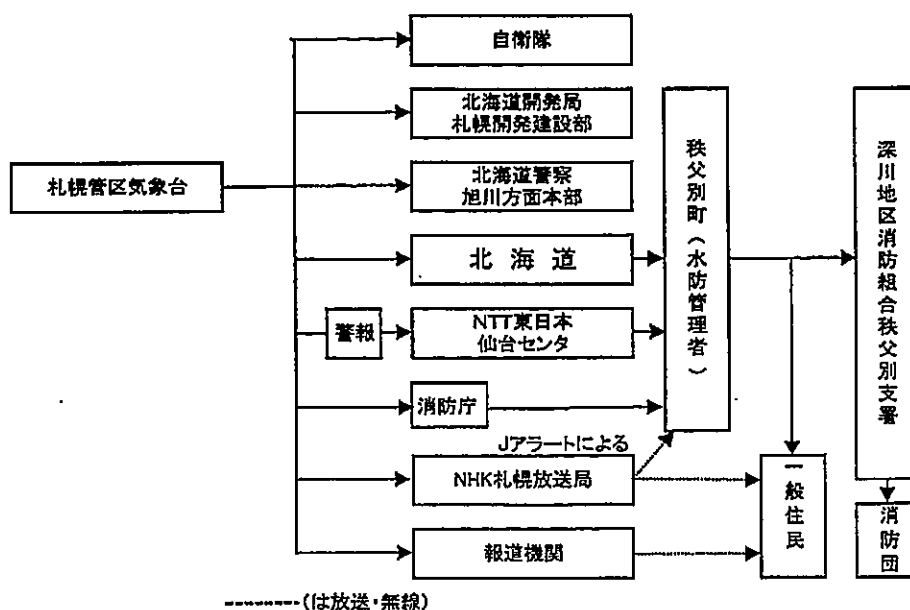
区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報(注意報含む)、 警報並びに情報等 [水防法]第10条第1項 [気象業務法] 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 [水防法]第10条第2項 第11条第1項 [気象業務法] 第14条の2第2項 第14条の2第3項	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	北海道開発局 北海道 札幌管区气象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 [水防法]第16条第1項	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(注) 水防活動用注意報、警報、及び情報は、水防活動用として特に発表されるものでなく、一般向け注意報、警報、特別警報及び情報に含めて発表されるものである。したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

2 水防活動用予報及び警報等の伝達

水防管理者(町長)は、水防活動用気象予報(注意報含む)、警報、特別警報並びに情報等又は、洪水予報、水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

(1) 水防活動用気象注意報・気象警報



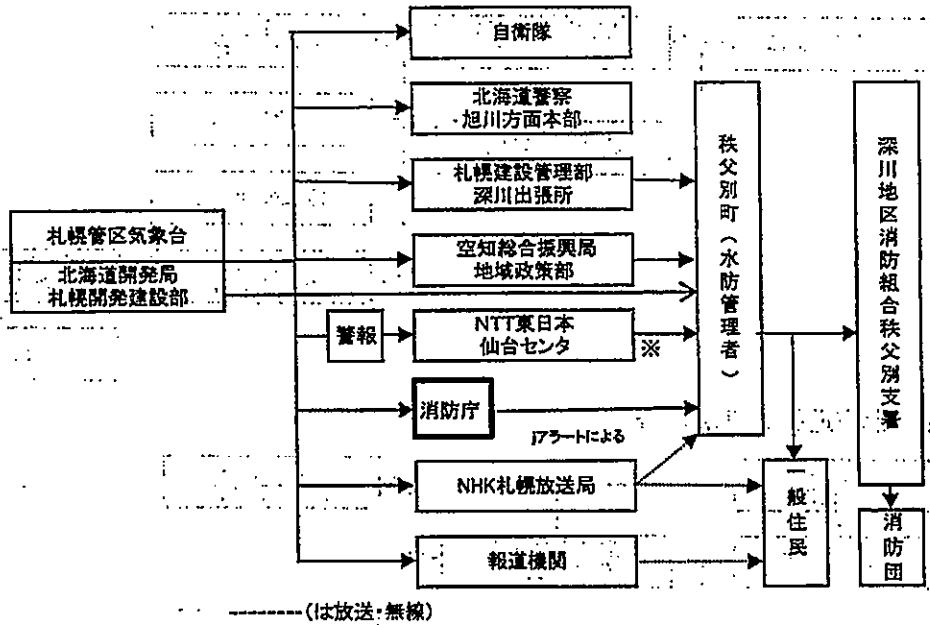
※ 水防本部設置後の水防活動用気象予報(注意報含む)、警報並びに情報等又は、洪水予報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務対策部が所掌する。

報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務対策部が所掌する。

(2) 洪水予報

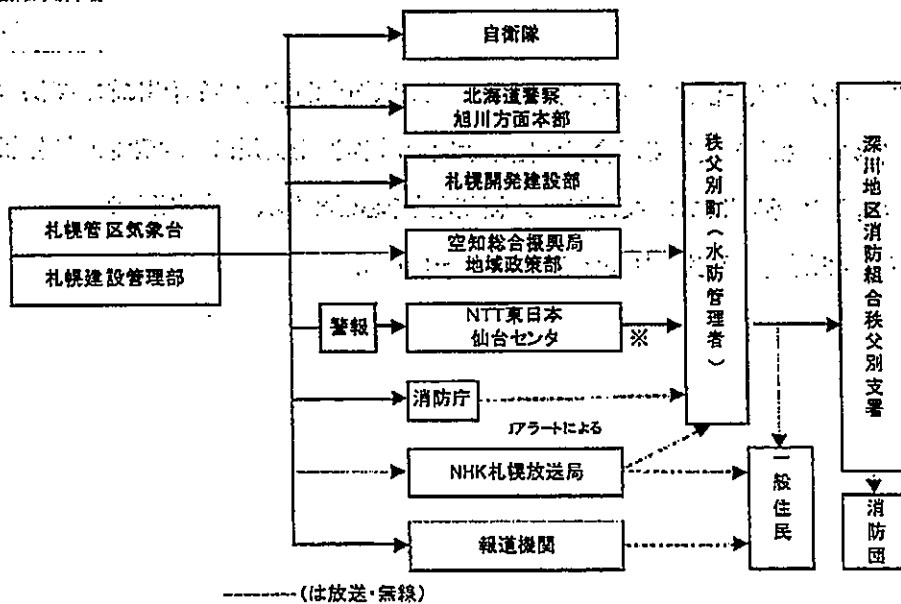
ア 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表した場合

(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



イ 北海道と札幌管区気象台が共同で発表した場合

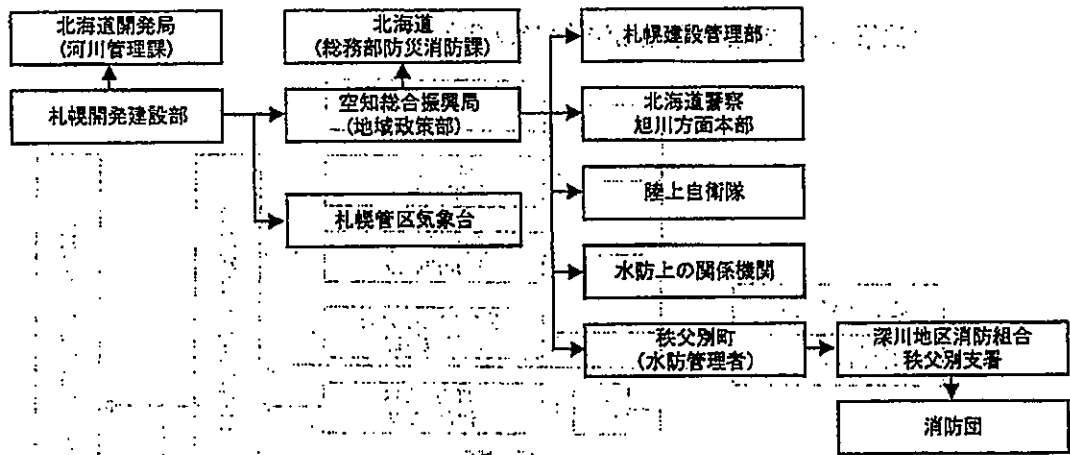
(法第10条の2第1項、気象業務法第14条の2第3項)



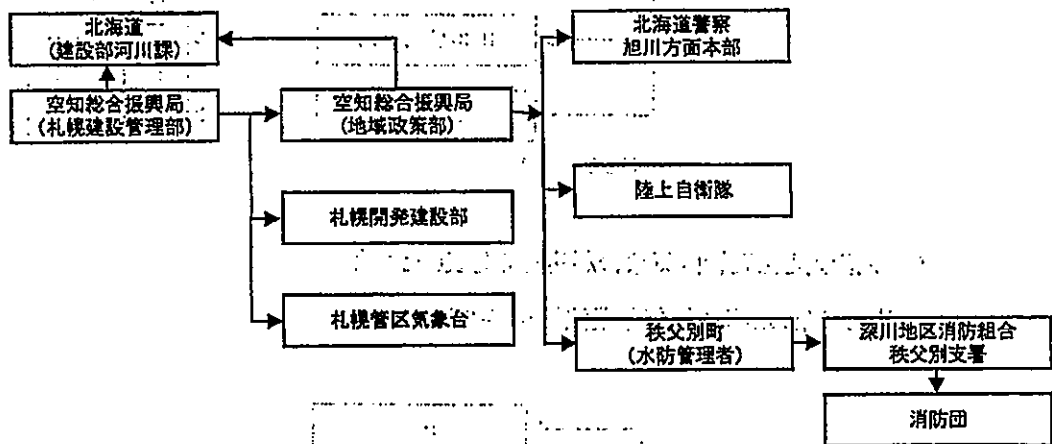
※印は警報発表時のみ

(3) 水防警報(法第16条第1項)

ア 北海道開発局が発表した場合



イ 北海道が発表した場合



※ 水防警報一法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川において洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については開発局長が、知事の指定する河川については知事が水防活動を必要と認め、警告するもの。

※ 水防警報指定河川(秩父別町関係)一雨竜川。

第3節 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	住 所	通 信 系 統	
			第1系統	第2系統
深川地区消防組合 秩父別消防団	団 長	秩父別町2条1丁目	33-2108	移動無線
空知総合振興局 地域政策部	主 幹 (社会資本)	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033	総合情報 ネットワーク 番号 7-6-450-2191
札幌開発建設部 深川道路事務所	所 長	深川市音江町字広里306	25-1155	車
札幌開発建設部 滝川河川事務所	所 長	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211	車
札幌建設管理部 深川出張所	所 長	深川市錦町北4番11号	22-1411	車
深川警察署秩父別駐 在所	所 長	秩父別町2条2丁目	33-2151	警察専用電話
株式会社NTT東日本 北海道旭川支店	支 店 長	旭川市10条10丁目	0166-20-5410	車
北海道電力株式会社 深川営業所	お客様セ ンター課長	深川市7条7番2号	22-4111	同左